

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第2号

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例

香芝市議会委員会条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務企画委員会」を「総務建設委員会」に、「6人」を「8人」に改め、「市民環境部」の次に「生活安全部、都市創造部」を、「会計課」の次に「上下水道部」を加え、「及び公平委員会」を「公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」に改め、同項第2号中「5人」を「8人」に、「福祉健康部」を「福祉部、健康部」に改め、同項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。